

筑西市議会総務企画委員会

会 議 録

(令和5年第3回定例会)

筑西市議会

総務企画委員会 会議録

1 日時

令和5年9月11日（月） 開会：午前9時57分 閉会：午前10時36分

2 場所

全員協議会室

3 審査案件

議案第64号 筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第67号 令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）のうち所管の補正予算

請願第3号 「消費税インボイス制度の実施中止」を求める請願

4 出席委員

委員長	藤澤 和成君	副委員長	鈴木 一樹君			
委員	水柿 美幸君	委員	保坂 直樹君	委員	稲川 新二君	
委員	小島 信一君	委員	榎戸甲子夫君	委員	赤城 正徳君	

5 欠席委員

なし

6 議会事務局職員出席者

書記 小倉 一希君

委員長 藤澤和成

○委員長（藤澤和成君） ただいまから総務企画委員会を開会します。

ただいまの出席委員は8名であります。よって、委員会は成立いたしております。

それでは、本委員会に付託されました議案について審査をまいります。

なお、審査の順序ですが、お手元に配付しました順番で、先に請願1件審査していただき、その後、執行部入室の後、条例議案1件、補正予算議案1件について、所管部ごとに審査を願いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、筑西市議会基本条例第19条の申合せ事項により、議員間討議を当分の間、試行的に委員会の会議にて行いますので、討議を希望される方は挙手を願いたいと思います。

それでは、まず請願第3号「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」について審査を願います。

なお、請願提出者から説明と意見等の陳述があります。

また、この請願は意見書の提出を求めていますので、参考としてお手元に意見書（案）を配付しておりますので、ご確認を願いたいと思います。

それでは、説明者の方、説明と意見等の陳述を簡潔にお願いしたいと思いますので、どうぞ。

○請願提出者 委員の皆様には、日頃より市政発展のためご尽力いただき、感謝申し上げます。また、このたびは、「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」についての趣旨説明の機会を下さりまして、本当にありがとうございます。私は、茨城農民連の県西地域を担当しております茨城県西農民センター事務局の〇〇と申します。どうぞよろしく願いいたします。

いよいよ10月からインボイス制度が実施されようとしています。まず、以前ご説明に上がったときは、複雑な制度のためよく分からないので、もう少し制度を確認してからのご意見が多かったようですが、直前になってもなお国民のほとんどがよく分からず、テレビなどメディアでも取り上げられることがほぼない状態です。それでも市民の不安の声が広がり始め、国に対してインボイス制度中止・延期などを求める意見書を採択した自治体が増え、6月時点での採択自治体は207に達しました。茨城県では5市1町、県西では結城市、桜川市で採択されましたが、後日採択された状況を伺ったところ、委員の方の中によく分からないのでは反対も賛成もできないと議会の前に独自で消費税法やインボイス制度についていろいろと調べてくださり、保守の議員らが「現在の消費税の制度ではなぜ駄目なのか、なぜインボイス制度を導入をするのか、市民に説明がなされていない。コロナ不況から立ち直り切れていない上に、物価高、混乱どころでは済まない。よく分からないままに強引にスタートすれば、マイナンバー以上の大混乱になる。倒産が相次ぎ、困難がより増えた場合、住民の生活をどう守るのか、進めるわけにはいかない」と強く訴えてくださったと伺っております。

さらに、制度の実態が少しずつ明らかになり始め、インボイス制度の取下げ、失効件数が急増し、6月末時点で累計1万630件に上ったことが分かりました。2023年9月4日、税務ニュースによると、令和4年度租税滞納状況の概要、新規発生滞納額7,196億円のうち、消費税の3,630億円が最も多く、滞納額の実に50%以上が消費税によるものであることが分かりました。今まで零細事業であることから免税とされていた事業者が、インボイスによって新たに課税事業者となった場合、滞納が今以上に増えることは火を見る

よりも明らかです。

日本税理士会連合会など諸団体がインボイス制度の延期、廃止を求めています。その理由は、主に3つで、事務負担が増える、廃業のおそれ、公平性がない、です。このうち廃業のおそれという部分について、免税事業者は取引の停止、値下げを要求される可能性があることと、課税事業者になった場合でも消費税分の転嫁が困難なケースがあることを挙げています。特に農家さんなどは自分自身で値段を決めることができません。新型コロナウイルス感染症やロシアのウクライナ侵攻、急激な円安などをきっかけに原材料価格、エネルギー価格が高騰しています。大手スーパーなどの販売店は、それを理由に商品の値段を上げていますが、農家さんは市場などに販売店との売値から逆算されて値段が決められますので、そこに農家さんの経費や都合は一切考慮されないことは皆さんもご存じのとおりです。

中小企業や個人事業主の経営が厳しいこの時期に、インボイス制度を導入すればどうなるかは想像にたやすいのではないのでしょうか。「インボイス制度を考えるフリーランスの会」が先週9月4日、インボイス制度導入の中止・延期を求める緊急提言を発表しました。弱い立場にある免税事業者だけではなく、この国で生きる全ての人に大きな影響が及ぶ悪法であるなどとするこの提言には、36万筆以上のオンライン署名のほか、120人の著名人や識者、51の各種団体からも賛同が寄せられるなど大きな話題を集めました。

その日、財務省など国の担当者に署名と提言を提出した後、衆議院第一議員会館で記者会見を実施、これまで大手メディアからはほとんどスルーされていたという活動ですが、この日の会場にはNHKや民放テレビ各社のカメラもずらりと並びました。実施直前になって問題が明らかになってきたということです。年間の課税売上高が1,000万円以下で納税義務が免除されている免税事業者がインボイス制度に反対の意見を表明すると、益税、着服といった心ない中傷を受けることが少なくありません。会見では、こうした言葉について、安倍内閣の内閣官房参与を務めた京都大学大学院の藤井聡教授が、「そもそも制度がきちんと理解されていないことから生まれる勘違いだ」と断じた上で、「インボイス制度は増税であり、経済状況が極めて苦しい今のタイミングで導入すべきではない」と話しました。また、企業の経理業務担当者の実に88%が「インボイス制度は導入すべきではない。延期すべき」と答えた意識調査の結果も紹介されました。自由回答では、「不安しかない」、「制度が複雑怪奇過ぎる」、「システム改修が追いつかない」、「助けて」など、強い不安感や危機感をにじませる声が多数あり、会場では物流や農業、建築業など多様な業界の当事者がインボイス制度への懸念を表明しました。

私どもの所属する農民連の長谷川会長は、「農家の9割以上は売上げ1,000万円以下、インボイス制度は小さな農家潰しで、農家いじめだ。絶対にやめてほしい」と訴えました。ほとんどの人がよく分からないままにスタートしようとしています。インボイス制度は課税事業者、免税事業者、消費者の区別なく、全ての人に影響がある消費税の増税です。マイナ問題以上の国民生活の大混乱は避けられません。インボイス制度は、国税庁に登録した課税事業者だけがインボイスを発行できるようにする制度です。現在、課税売上高が1,000万円以下の商店、自営業、農家、フリーランスなど小規模事業者は、消費税を納付する義務が免除されていますが、登録すれば売上げ1,000万円以下でも消費税を納めなければならなくなります。

例を挙げれば、年商300万円で、その半分が仕入れ経費という個人商店や自営業の場合、手取りが年15万円も減る計算です。本来、免税措置はそうした零細事業者の救済のために定められているものです。消費税分を価格に上乗せできない事業者は、今よりさらに厳しい状況となり、廃業を視野に入れ始めた事業者の苦しみの声が皆さんにも聞こえてきているのではないのでしょうか。事業者の立場となって考えていただ

ければ、崩壊の連鎖が止まらなくなることがお分かりいただけたかと思います。

今日は、働く皆さんの声を市民を守る立場の委員の皆さんに全力でお伝えしてきますとお約束してまいりました。どうか間近に迫った困難を断ち切るために力をお貸してください。よろしくお願いいたします。

以上、意見陳述を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○委員長（藤澤和成君） ありがとうございます。

ただいまの説明に対して質疑は何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） ありがとうございます。

それでは、説明者の方はご退席を願います。

〔請願提出者退席〕

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑はないですけれども、協議をお願いしたいと思いますが、ご意見のある方はいらっしゃいますか。

では、小島委員。

○委員（小島信一君） このインボイス制度、皆さんもちろん勉強したと思うのですが、自分で事業をやっている方は、やっぱり自分の立場で考えることができるので、事業をやっている方のほうが理解はしていると思うのです。しかも課税業者、当然課税業者である方と、それから免税業者である方の考え方が多分違ってくると思います。私も事業をやっています。私も商売をしています。親の時代から結構長い商売をしているのですが、課税業者です。課税業者の立場からすると、インボイスというのはあまり意味ないのです。ただ、事務が面倒になるというのは間違いないです。事務手続は面倒になります。ただ、これは税理士事務所に依頼をしているので、税務は。だから、税理士さんが全部その面倒をひっかぶるわけで、課税業者である普通の事業者はそれほど影響ない。

ただ、1,000万円以下の非課税業者、免税業者です。免税業者さんの中で、いわゆる本当に小さな商売で、エンドユーザーだけを相手にしているというのですか、納めをしていない。自分の上に親会社あるいは何かを納めて商売するというのではなくて、いわゆる町なかの、あるいは住宅街の一般の消費者だけを相手にしているような事業者さんから見ると、これ全く関係ないのです。非課税の免税のままいて、何の問題もない。問題があるのは、零細で、しかも納めをする、あるいは職員さんみたいに自分の報酬を給料として頂いているのではなくて、報酬として頂くような方です。消費税を一緒にもらう方、こういった方たちの中には、もらった報酬あるいは商品代金を上の事業者が課税仕入れとして税金を引き算できる制度があるのですけれども、それに乗っかってこないと、お金を払うほうは、大きな事業者は結局損してしまうのです。課税、その引き算をできないから。だから、当然課税業者になってくださいと言うでしょう。そこで結局零細事業者に負担がかかるわけです。フリーランスとか、職人さんなんかほとんどその被害者になるだろうと私は想定します。面倒になります。事務量が増えます。税理士さんに頼んでいる方は別でしょうけれども、零細事業者は恐らく自分でやっているのだろうと思うのです、費用をかけないように。そういった方たちが課税業者になるという選択をせざるを得なくなることが問題だということなのだろうと思います。

このインボイス、それだけの人がいるかというのは、ちょっと数字、先ほどの方の説明者の数字で相当な数があるのだなと思いましたがけれども、あとはその消費税自体にもやっぱり疑問を投げかけたほうが私

はいいと思うのです。消費税の仕組み、益税に対していろんな訴訟があったのです。1,000万円以下は消費税もらっても払わなくていいのだから、益税だと、懐にため込んでしまうと。そういう問題があるということで、政府はしっかりとその説明をしたのです。消費税というのは、消費者からもらうのではない。消費税というのはもともと事業者からサービス料の一部として提供するものだ。だから、エンドユーザーから消費税をもらうのではないという考え方なのです。これは、もう十何年前に裁判で決定しています。ですから、消費税という言葉がもうおかしいのです。消費者からもらうのではないのです。事業者がもともと払う税金だということが固まっているので、こういったことに対する政府の、私から言えばめちゃくちゃな説明なのです。

この制度そのものを……

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員(小島信一君) (続) そのものを考えなければ、今日、ほかはないですから、少し時間かけましょう。

(「……聴取不能……」と呼ぶ者あり)

○委員(小島信一君) (続) お昼前に終わりますから、大丈夫です。

ですから、これは一度ここで、このインボイスをきっかけに、私は消費税もう1度考えてもいいのではないかと思っています。

以上、私の意見です。

○委員長(藤澤和成君) そのほか。

赤城委員。

○委員(赤城正徳君) 今、小島委員が言ったように、その1,000万円以下の業者に課税業者からインボイスをお願いしますというやり取りをやらざるを得ないのだよね。そんなときはどうなるのかなと思うのと、私はお米を作って今販売していますが、30キログラムで農協さんへ納めれば、あの中にはちゃんとした消費税という税は私は分からない、そこのところ。農協さんに聞いても答えてくれないし。

(「答えないですよね」と呼ぶ者あり)

○委員(赤城正徳君) (続) うん。だから、もし30キログラムが1袋4,000円ですと、そうしたら4,000円の中へ消費税があるのか、ないのかと俺聞いた。でも、農協さんでは答えないのだよね。「いいじゃない赤城さん、そんなこと」となってしまう。だから、そこらのところも私は国に対してどうなのかなと思うし、一番先に言ったように、1,000万円以下の人であっても、大手さんからお願いしますよと言われたら、やらざるを得ないのだよね。そこらのところが一番私は疑問なので。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) よろしいですか。

はい。

(「これは、請願でしょう」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) 請願です。

(「……聴取不能……」「我々が結論出す問題じゃないもの。各自がみんな分かっているから」と呼ぶ者あり)

○委員長(藤澤和成君) そのほかなければ、以上で協議を終了します。

それでは、これより採決をいたします。

請願第3号「消費税インボイス制度の実施中止を求める請願」について、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手少数。よって、本件は不採択と決しました。

以上で請願の審査を終了いたします。

それでは、参加者の報告用紙を回収しますので、お願いいたします。

それでは、執行部の入室をお願いします。

[執行部入室]

○委員長（藤澤和成君） それでは、各議案について、所管部ごとに審査をしてまいります。

初めに、総務部です。

議案第64号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」を審査願います。

人事課から説明を願います。

國府田人事課長。

○人事課長（國府田貴裕君） 人事課の國府田です。着座にて失礼いたします。

議案第64号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」ご説明いたします。

今回の改正は、このたびの職員の準公金横領事件に係る監督責任といたしまして、市長及び副市長の10月分の給料をそれぞれ減額するものでございます。

改正の内容でございますが、附則に第7項として、令和5年10月の給料に関する特例を加え、令和5年10月1日から同年10月31日までの1か月間の給料を10%減額するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結します。

これより議案第64号の採決をいたします。

議案第64号「筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について」、賛成者の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で総務部の審査を終わります。

それでは、企画部の入室をお願いします。

[総務部退室。企画部入室]

○委員長（藤澤和成君） 次に、企画部所管の審査に入ります。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画部所管の補正予算について審査を願います。

なお、議案第67号につきましては、複数の部にまたがるため、全ての部の審査の終了後、討論、採決をします。

企画部から説明を願います。

野口企画課長。

○企画課長（野口直秀君） 企画課、野口と申します。よろしく願いいたします。着座にて説明させていただきます。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、企画課所管の補正予算についてご説明いたします。

10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款16県支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節4統計調査費委託金、説明欄21、住宅土地統計調査費委託金に21万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、委託金の交付決定に伴う増額でございます。

次に、12ページをお開き願います。下段の表になります。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項5統計調査費、目2国基幹統計調査費、説明欄、住宅土地統計調査費に21万5,000円の増額をお願いするものでございます。これは、統計調査の調査費用について、郵送による提出が可能となったため、郵便料の不足が見込まれることから、節11役務費の増額したものでございます。また、節12委託料は、本統計調査の対象に病院や老人ホームが対象となっております。調査の取りまとめを施設の事務局へ委託するものですが、委託金の交付決定に伴い、単価が示されたため、増額し、調整するものでございます。また、節1報酬及び節7報償費につきましても、委託金の交付決定に伴い、統計調査員の報酬単価、人数が確定したため、減額し、調整するものでございます。

企画課所管の説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 質疑を終結します。

次に、行革DX推進課から説明を願います。

仁平行革DX推進課長、お願いします。

○行革DX推進課長（仁平正幸君） 行革DX推進課、仁平と申します。よろしく願いいたします。着座にてご説明させていただきます。

一般会計補正予算のうち、行革DX推進課所管分についてご説明をいたします。

議案書の12ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目17電算費、説明欄の筑西市DX推進事業につきまして、469万9,000円の増額をお願いするものでございます。こちらは、現在本庁舎1階に設置しておりますマイナポイント支援特設窓口の業務の一部を11月以降も継続して実施するものでございます。現在の特設窓口でございますが、国のマイナンバーカード交付事務費補助金を財源として、委託により運営をしておりますが、本補助金による支援窓口の設置は、本年10月末をもって終了いたします。しかしながら、市民の方からマイナンバーとのひもづけに関する相談が増加していることから、11月以降も窓口を設置しまして、健康保険証利用の登録や公金受取口座登録の支援、その他の相談への対応を実施することが必要であると考えております。なお、財源でございますが、国の補助金等に関する情報がございませんので、現在のところ全額一般財源を見込

んでいるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

榎戸委員。

○委員（榎戸甲子夫君） 私もマイナンバーカードを使って、何の混乱もないのですが、この筑西市役所内でミスというか、ひもづけになっていないとかという、そういうトラブルはありましたか、例は。

○委員長（藤澤和成君） 仁平行革DX推進課長。

○行革DX推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

市がひもづけをすべき事業につきましては、市の住基台帳システムとの自動連携が図られておりますので、基本的にひもづけのミスは起こらないと考えております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） いいですか。

そのほか。

小島委員。

○委員（小島信一君） 細かいことを聞かせてもらいます。

全額これ一般財源から出ますよね、469万9,000円。これ見ると、需用費10万円、それから委託料455万7,000円、特に委託料の計算方法ですか、単価と多分人工でやるのだらうと思うのですが、その辺を今後のこともありますので、教えてください。

○委員長（藤澤和成君） 仁平行革DX推進課長。

○行革DX推進課長（仁平正幸君） お答えいたします。

今回、委託料の積算につきましては、まず支援員2人を見込んでおります。稼働時間、窓口の時間でございすけれども、これは市役所の開庁時間に合わせまして、朝の8時半から夕方の5時15分まで、土、日、祝日などは窓口は休みとなります。また、年末年始も休みとしております。市役所の開庁時間に合わせまして見積りをしていただいております。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） 単価、忘れている。

○委員長（藤澤和成君） 仁平行革DX推進課長。

○行革DX推進課長（仁平正幸君） 失礼しました。単価でございますが、およそ3,000円程度の見込みでございます。

以上です。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） もうちょっと丁寧にやりましょう。3,000円って何ですか。

○委員長（藤澤和成君） もう1度答弁願います。

○行革DX推進課長（仁平正幸君） こちらの単価でございますが、人材派遣に要します1人当たり、1時間当たりの単価となっております。

以上です。

- 委員長（藤澤和成君） 小島委員。
- 委員（小島信一君） 時給3,000円ということによろしいのですね。
- 委員長（藤澤和成君） 仁平行革DX推進課長。
- 行革DX推進課長（仁平正幸君） はい、そのとおりです。
- 委員長（藤澤和成君） いいのですか。
- 委員（小島信一君） はい。
- 委員長（藤澤和成君） そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤澤和成君） では、以上で質疑を終結いたします。

以上で企画部の審査を終了します。

それでは、執行部の入替えをお願いいたします。

〔企画部退室。財務部入室〕

- 委員長（藤澤和成君） 次に、財務部所管の審査に入ります。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財務部所管の補正予算について審査を願います。

財政課から説明をお願いします。

岩岡財政課長。

- 財政課長（岩岡和宏君） 財政課の岩岡と申します。着座にて説明させていただきます。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、財政課所管の補正予算についてご説明いたします。

補正予算書11ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書の2、歳入でございます。中段になります。款20項1目1節1繰越金、説明欄1、前年度繰越金につきましては、今回の補正予算に伴う収支調整のために5億9,063万6,000円の増額をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目79諸費、説明欄、償還金に4億703万4,000円の増額をお願いするものでございます。これは、過年度分の国庫支出金、県支出金につきまして超過交付された額を返還するために増額するものでございます。返還金の詳細につきましては、別にお配りしております令和5年度補正予算概要説明書の6ページに令和5年度返還金一覧を掲載しております。

今回の返還金の主なものといたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業をはじめとする新型コロナウイルス感染症関連事業、こちらが全体の約49%や、子ども・子育て関連事業、こちらが全体の33%などにおきまして、令和4年度の実績が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

財政課所管の説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

- 委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 委員長（藤澤和成君） 質疑を終結いたします。

以上で財務部の審査を終了します。

それでは、執行部の入替えをお願いいたします。

〔財務部退室。市民環境部入室〕

○委員長（藤澤和成君） では、次に市民環境部所管の審査に入ります。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、市民環境部所管の補正予算について審査を願います。

消防防災課から説明を願います。

國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 消防防災課の國府田です。着座にて説明させていただきます。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、消防防災課所管の補正予算につきましてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、2、歳入でございます。款15国庫支出金、項3委託金、目2総務費委託金、節1総務管理費委託金、説明欄4、自衛官募集事務委託金6,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、自衛隊法第97条第1項の規定に基づく事務の国の委託金でございますが、当初予算において5万8,000円の歳入を見込んでおりましたが、今年度の配分額が6万4,000円に決定したため、増額補正をお願いするものでございます。

次に、11ページをお開き願います。款21諸収入、項6雑入、目6雑入、節14雑入（消防）、説明欄2、消防団員退職報償金1,573万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、令和4年度、令和5年3月31日付で退職されました勤続5年以上の消防団員に係る退職報償金47名分として、消防団員等公務災害補償等共済基金から歳入となるものでございます。予算要求時には退職団員数が未確定であったことから、今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、12ページをお開き願います。3、歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節10需用費、説明欄、自衛官募集事務事業に1万円の増額補正をお願いするものでございます。これは、自衛隊法第97条第1項に基づき、自衛官及び自衛官候補生の募集に係る事務の一部を市が行っておりますが、先ほど歳入でご説明いたしました自衛官募集事務委託金の配分額が決定したことに伴い、事業費を増額する必要が生じたため、今回増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、16ページをお開き願います。款9項1消防費、目2非常備消防費、節7報償費、説明欄、消防運営事務費でございます。こちらも歳入と同じく、令和4年度に退職された勤続5年以上の消防団員の退職報償金として、歳入と同額の1,573万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。この消防団員退職報償金は、筑西市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に基づきまして、勤続5年以上の団員に対し、勤務年数及び階級に応じて支払うものでございます。退職報償金の支給対象者の内訳でございますが、勤続年数が5年以上10年未満が22名、10年以上15年未満が7名、15年以上20年未満が6名、20年以上25年未満が5名、25年以上30年未満が4名、30年以上が3名で、合計47名となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○委員長（藤澤和成君） 質疑を願います。

小島委員。

○委員（小島信一君） 歳入でちょっと聞き漏らしがありまして、すみません。この先ほどの一千五百何万円のこの財源、もう一度、どこから出ているのか、ちょっと丁寧にゆっくり教えてください。

○委員長（藤澤和成君） 國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） こちらの財源でございますが、消防団員等公務災害補償等共済基金でございます。

以上でございます。

○委員長（藤澤和成君） 小島委員。

○委員（小島信一君） この基金というのは、毎年一般会計のほうからこれは積み立てているものなので、どうか、どうなのでしょう。

○委員長（藤澤和成君） 國府田消防防災課長。

○消防防災課長（國府田 武君） 年度当初におきまして、条例定数に合わせまして、こちらの基金のほうに支出しているものでございます。

○委員長（藤澤和成君） よろしいですか。

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） それでは、質疑を終結いたします。

以上で議案第67号について、全ての部の説明、質疑を終了しました。

議案第67号について討論を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（藤澤和成君） 討論を終結いたします。

それでは、採決に移ります。

議案第67号「令和5年度筑西市一般会計補正予算（第4号）」のうち、所管の補正予算について賛成者の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（藤澤和成君） 挙手全員。よって、本案は可決されました。

以上で市民環境部の審査を終了します。

執行部の皆様は退室を願います。

〔執行部退席〕

○委員長（藤澤和成君） 以上で総務企画委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

なお、最終日の本委員会の審査結果報告につきましては、委員長に一任をいただきたいと思います。

また、今定例会最終日に「閉会中の所管事務調査について」を提出いたします。

以上をもちまして総務企画委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時36分